

○旭川市都市公園条例

昭和 32 年 10 月 1 日条例第 22 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(中略)

(行為の制限)

第 3 条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 水面に短艇その他これに類するものを浮遊させること。
- (6) 規則で定める公園に広告物を掲出すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中略)

4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(中略)

第 5 条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る者については、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、広告若しくはこれに類するものを掲出し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 池で遊泳すること。
- (8) 指定した場所以外の場所へ車馬（自転車等主として人力を用いるものを除く。）を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (9) 前各号のほか市長が公園管理上特に必要があると認めて禁止すること。

関連情報

(利用禁止又は制限)

第 6 条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

参考

別表(5)

春光台公園施設	キャンプ場	5月1日から10月31日まで	午前11時から翌日の午前11時まで
	ゲートボール場	11月1日から3月31日まで (土曜日及び日曜日並びに12月30日から1月4日までを除く。)	午前9時から午後5時まで
	スキー場	12月1日から3月31日まで	
	パークゴルフ場	4月20日から10月20日まで (月曜日を除く。)	午前7時から午後6時(6月1日から9月30日までにあつては、午後7時)まで

別表(6)

春光台公園施設	キャンプ場	大人	宿泊	300円	「宿泊」とは午前11時から翌日の午前11時まで、「デイキャンプ」とは午前9時から午後5時までをいう。	
			デイキャンプ	200円		
		高校生	宿泊	200円		
			デイキャンプ	130円		
		テント・タープ	宿泊1張につき	500円		
			デイキャンプ1張につき	300円		
	パークゴルフ場	個人	大人	1日	300円	1年券ウは、当該券を発行した日から起算して1年間、有料公園施設パークゴルフ場の使用のほか、嵐山パークゴルフ場及び21世紀の森パークゴルフ場を使用する場合にも使用することができる。ただし、当該券を使用して東光スポーツ公園施設パークゴルフ場を使用する場合は東光スポーツ公園施設パークゴルフ場の項備考第4号に定める使用料を、嵐山パークゴルフ場を使用する場合は嵐山施設条例に定める使用料を納付しなければならない。
				パークゴルフ場共通回数券(11枚)	3,000円	
				1年券ウ	9,000円	
		団体	大人	1日	240円	
高校生				1日	150円	
				1日	120円	